



小論文

時間 120分

注意事項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子を開いてはならない。
2. この問題冊子は11ページである。印刷不鮮明の箇所などがある場合には、監督者に申し出ること。
3. 解答用紙の指定欄に必ず受験番号を記入すること。
4. 解答はすべて別紙の解答用紙に横書きで記入すること。
5. 解答用紙の評点欄には何も記入しないこと。
6. 解答用紙は持ち帰らないこと。

<資料>は、清水万由子『記憶』の時代における公害経験継承と歴史実践(藤川賢・友澤悠季編『なぜ公害は続くのか——潜在・散在・長期化する被害』新泉社、2023年)の一部である。資料を読んで、下記の設問に答えなさい。

(1) 下線部①「こうした困難の意味するところ」とはどのようなことか、説明しなさい。
(1行20字詰め、12行以内)

(2) 下線部②「公害を彼らの『経験』として理解すること」とはどのようなことか、「経験化」に即して説明しなさい。
(1行20字詰め、13行以内)

(3) 下線部③「公害経験を継承する歴史実践」とはどのようなことか、説明しなさい。その上で、あなたが知る、未来に向けた公害経験継承の例をあげ、歴史実践の観点から考えを述べなさい。
(1行20字詰め、30行以内)

(注意)

解答にあたっては、解答用紙の1マスに1字を使い、句読点、引用符、括弧などはいずれも1字として扱うこと。ただし、算用数字およびアルファベットは1マス2字とする。書き出しおよび行を改めたときには、1マス空けること。

この部分に記載されている文章については、著作権法上の問題からお見せすることができませんのでご了承願います。

この部分に記載されている文章については、著作権法上の問題からお見せすることができませんのでご了承願います。

この部分に記載されている文章については、著作権法上の問題からお見せすることができませんのでご了承願います。

この部分に記載されている文章については、著作権法上の問題からお見せすることができませんのでご了承ください。

この部分に記載されている文章については、著作権法上の問題からお見せすることができませんのでご了承願います。

この部分に記載されている文章については、著作権法上の問題からお見せすることができませんのでご了承願います。

この部分に記載されている文章については、著作権法上の問題からお見せすることができませんのでご了承願います。

この部分に記載されている文章については、著作権法上の問題からお見せすることができませんのでご了承願います。

この部分に記載されている文章については、著作権法上の問題からお見せすることができませんのでご了承願います。

この部分に記載されている文章については、著作権法上の問題からお見せすることができませんのでご了承願います。

令和6年度 行政政策学類
一般選抜 後期日程

「小論文」

問題訂正

問題訂正

4ページ 19行目

(誤) 共通されて

(正) 共有されて

7ページ 13行目

(誤) 『体験化』と区別する

(正) 『体験化』と区別する

令和6年度入学試験 小論文「出題意図」

(入試情報公開用)

行政政策学類 一般選抜 後期日程

本問は、清水万由子「『記憶』の時代における公害経験継承と歴史実践」(藤川賢・友澤悠季編『なぜ公害は続くのか——潜在・散在・長期化する被害』新泉社、2023年)の一部を資料として用い、読解力や要約力、論理的思考力や論述力を問うものである。

資料において、筆者は、公害が過去の物語に追いやられ、訴え続けなければ忘却されかねない状況や、こうした状況下での公害経験継承の困難と課題を述べた上で、公害資料館による公害経験継承のいくつかの実践を紹介している。「記憶」の時代の公害経験継承において、公害資料館が公害を生まない社会に向けて取り組もうとしている公害を経験化する場づくりや、その経験を広く共有するパブリックな歴史実践について論じている。

設問(1)は、社会の中で公害の風化が危惧される状況において、公害経験を継承する困難についての筆者の捉え方を説明させるもので、読解力と要約力をみるものである。

設問(2)は、公害を過去の物語へと追いやらないために、公害経験継承における公害の「経験化」について筆者がどのように捉えているかを説明させるもので、読解力と要約力をみるものである。

設問(3)は、資料の中でキーワードとされる「歴史実践」を説明した上で、未来に向けた公害経験継承に対する自分の考えを論理的・説得的に文章で記述させることにより、読解力と要約力、論理的思考力と論述力を総合的にみるものである。